

議案第 6 9 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 1 2 月 2 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年日出町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 7 . 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 5 条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900
	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500

3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900

再任用職員以外の職員	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	

	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
	94		294,900	342,600	381,500	393,300	
	95		295,200	343,100	381,900	393,600	
	96		295,600	343,500	382,300	393,800	
	97		295,800	343,700	382,600	394,000	
	98		296,100	344,100	383,100		
	99		296,500	344,500	383,500		
	100		296,900	344,800	383,900		

	101		297, 100	345, 100	384, 200			
	102		297, 400	345, 500				
	103		297, 800	345, 900				
	104		298, 100	346, 300				
	105		298, 300	346, 800				
	106		298, 600	347, 200				
	107		299, 000	347, 600				
	108		299, 300	348, 000				
	109		299, 500	348, 500				
	110		299, 900	348, 900				
	111		300, 300	349, 200				
	112		300, 600	349, 500				
	113		300, 800	350, 000				
	114		301, 000					
	115		301, 300					
	116		301, 700					
	117		301, 900					
	118		302, 100					
	119		302, 400					
	120		302, 700					
	121		303, 100					
	122		303, 300					
	123		303, 600					
	124		303, 900					
	125		304, 200					
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

第２条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の
 ９２．５、１２月に支給する場合には１００分の９７．５」を
 「１００分の９５」に改める。

(日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和32年日出町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

第4条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年日出町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

附則第2条の見出し及び同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

別表第1の1の項中「374,000」を「375,000」に改める。

第6条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年日出町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

第8条 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年日出町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「9,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）」を「10,000円」に、「6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子）」を「6,500円（職員に配偶者）」に改め、「第1号に掲げる事実が生じた場合」の次に「(新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者が扶養親族たる子である場合を除く。)」を加え、「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないも

の」を「扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定（日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）附則第2条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後の平成29年改正条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定、改正後の特別職給与条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定及び改正後の平成29年改正条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例、第5条の規定による改正前の任期付職員条例及び第9条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例の規定に基づいて支給された給与並びに第 7 条の規定による改正前の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の平成 29 年改正条例の規定による給与並びに改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に基づき、国等の給与改定等の事情を考慮して職員の給与等の改定をしたいので提出する。